

## 參考資料

○ 第4次旭川市障がい者計画の進捗状況（令和7年6月末日時点）

目標	施策の区分	施策の方向	具体的施策	取組区分	取組内容
第1節 お互いがその人らしさを尊重し合う地域社会の推進	I 理解（新）	1 障がいのある人への理解の促進	(1) 障害者週間記念事業の実施	実施中	・広く市民に障がい者に対する関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、文化等様々な分野の活動に参加することを促進している。
			(2) 精神障害者地域社会参加・ふれあい交流事業の実施	実施中	・精神障がい者の地域社会参加と地域住民との交流、ノーマライゼーションの普及啓発を実施する事業を行う精神障がい者福祉団体に補助することにより、精神障がい者の社会参加及び社会復帰を促進している。
			(3) 各種出前講座の実施	実施中	・身体障がい者（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害）からの講和等により、障がいに対する理解を促進している。
			(4) ヘルプマーク及びヘルプカードの普及の促進（新）	実施中	・外見からはわかりづらい障がいのある人等に配付することで、周囲への配慮、理解促進を図っている。
			(5) 障がい者団体等の政策決定プロセスへの関与の推進	実施中	・旭川市障がい者計画や旭川市障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定過程において、障がい者団体からの意見聴取を実施し、その実施結果を基本計画に反映させた上で作成している。
	II 差別の解消・権利擁護	1 障がいを理由とする差別の解消	(1) 相談・紛争解決の体制整備及び地域における関係機関の連携	実施中	・H28年度から不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に対する相談窓口を設置している。 必要に応じて「上川圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」と連携している。
			(2) 普及・啓発活動の実施	実施中	・令和6年度、旭川市自立支援協議会全体会において合理的配慮に係るシンポジウムを開催 ・令和6年度 旭川ホテル旅館協働組合に対し、合理的配慮の提供についての依頼を実施。
			(3) 行政サービス等における配慮	実施中	・H28.10に策定した「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する旭川市職員対応要領」に基づき、適切な対応を実施。 ・総合庁舎1階～2階窓口において、軟骨伝導式イヤホンの導入

消 の 推 進	(4)選挙等における配慮 (新)	実 施 中	・投票所内における、点字候補者名簿、老眼鏡、文 鎮等の常備のほか、支援を要する方への介添えや 聴覚障害のある人に対する筆談等を行うとともによ る代理投票を実施している。 さらに、意思表示が困難な方等が、投票所に持参し て要望を伝える投票支援カード、投票所で指さし等 で要望を伝えるコミュニケーションボードを配置して いる。
	(5)(仮称)旭川市障害者 差別解消支援地域協議会 の設置に向けた検討(新)	実 施 中	・上川総合振興局が設置している「上川圏域地域づ くり委員会」との連協状況を踏まえ、設置に向けた 検討を継続中
2 権 利 擁 護 の 推 進	(1)障害者虐待防止センタ ーの運営	実 施 中	・旭川市障害者虐待防止センターにおいて、障害者 虐待の防止や早期発見、関係機関等との連携、啓 発活動等に取り組んでいる。
	(2)相談窓口間の連携によ る問題解決	実 施 中	・旭川市自立支援協議会を通じた、障がい、高齢、 児童、医療関係機関との連携に係る協議を実施。 ・庁内において、多様で複雑な問題を抱える相談者 を支援するため、各窓口の情報交換を行い、窓口 同士の連携を密にすることで、ワンストップ機能の 構築を進め、相談者がよりよい支援が受けられるよ うにすることを目的に、旭川市庁内窓口相談業務連 携会議を設置している。
	(3)日常生活自立支援事 業、成年後見制度の普及	実 施 中	・旭川成年後見支援センターにおいて成年後見制 度の普及啓発及び市民後見人の養成に取り組んで いる。 ・日常生活自立支援事業については必要に応じて 実施主体である社会福祉協議会と連携している。
	(4)法人後見実施機関の 整備(新)	実 施 済	・R2 年度より旭川市社会福祉協議会法人後見事業 の体制整備を目的として補助金を交付していたが、 受益者からの後見報酬等の事業収入による事業の 安定稼働が見込めるようになったため、R6 年度で 事業終了。
3 地 域 福 祉 活 動 の	(1)地域交流の促進	実 施 中	・パラスポーツの体験会を開催し、障がいの有無に 関係のない交流の促進に努めた。 ・精神障がい者の地域への社会参加と地域住民と の交流を促進するとともに、地域住民に対するノー マラ イゼーション理念の普及啓発を図ることを目 的とした「精神障害者地域社会参加・ふれあい交流 事業」を実施している。

推 進	(2)地域福祉活動の推進	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の制定 地域福祉の推進及び地域共生社会の実現に向け「旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例」を令和4年4月に施行した。</li> <li>・民生委員による取組 地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員の委嘱手続や、地域の実情に応じた相談・援助が行われるよう活動を支援・推進している。 民生委員が活動しやすいよう、担当区域内の高齢者名簿の貸出しや福祉に関する相談窓口一覧の提供を継続して行うほか、委員の高齢化・固定化により担い手が不足していることについて、令和5年度から負担軽減、地域住民への相談・援助等に関する疑問解消、熟練委員の円滑なノウハウの継承等を目的としたICTを活用した環境整備の取組を段階的に進めている。</li> </ul>
	(3)ボランティア活動への支援	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旭川市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動についての情報を提供している。</li> </ul>
	(4)民生委員・児童委員に対する研修の実施(新)	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年ごとに全国一斉に民生委員児童委員の改選が行われるタイミングや、欠員地区の委員補充の際に実施する、初任者研修に特に力をいれて研修を実施している(年2～3回程度実施)</li> </ul>
	(5)地域福祉計画の周知(新)	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旭川市社会福祉協議会との協働により、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「第5期旭川市地域福祉計画・第7期旭川市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定した。</li> <li>・同計画については、シニア大学で講義を行うほか、各種地域活動団体や小中学校における出前講座を実施するとともに、市職員に対する研修を実施し、その趣旨や取組内容についての周知と理解浸透を進めている。</li> </ul>

第2節 その人らしく暮らすための支援体制の充実

I 生活支援

1 相談支援体制の整備	(1)各相談支援機関の連携強化	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターが自立支援協議会に参加し、地域課題の検討や情報共有を実施。</li> <li>・小児慢性特定疾病相談室において、小児慢性特定疾病児童またはその保護者等からの相談について、必要な支援ができるよう、各関係機関(子ども総合相談センター、旭川市自立支援協議会こども部会)との連携・情報共有を実施。</li> <li>・自立支援協議会において、各相談支援機関(旭川市子ども総合相談センター、上川中南部就業・生活支援センターきたのまち等)が参加し、地域課題の検討や情報共有を実施。</li> </ul>
	(2)旭川市障害者総合相談支援センターの在り方の検討	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R5 から旭川市障害者総合相談支援センター及び障がい者基本相談を行う事業所(4事業所)の相談体制を見直した。</li> <li>・市内の基幹相談支援センターとして、地域の相談支援事業所等と連携し、地域の相談支援体制構築を促進する。</li> <li>・今後もよりより体制の整備について検討を継続する必要がある。</li> </ul>
	(3)地域生活支援拠点等の充実(新)	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面的整備により整備済み。</li> <li>・地域の障害福祉サービス事業所等の理解を得ながら、実際の支援等への連携体制の整備及びコーディネーターの設置について検討する。</li> </ul>
2 サービスの質と量の充実	(1)不足しているサービスの改善	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強度行動障害に対応する事業所が少なく、令和3年度事業として生活介護を国庫補助利用により整備。</li> <li>・短期入所の整備が必要</li> <li>・相談支援専門員の増加に向けた取組(説明会の開催)を行っている。</li> </ul>
	(2)地域生活支援拠点等の充実(再掲)	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面的整備により整備済み。</li> <li>・地域の障害福祉サービス事業所等の理解を得ながら、実際の支援等への連携体制の整備及びコーディネーターの設置について検討する。</li> </ul>
	(3)サービスの質の向上を図るための取組(新)	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旭川市自立支援協議会による各種研修会の実施や旭川市障害者総合相談支援センターが実施する研修等により、支援方法や事例検討を通し、質の向上を図っている。</li> </ul>
3 障が	(1)発達障害者支援道北地域センターとの連携	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旭川市自立支援協議会への参加により、地域の発達障害者支援に対する、状況等の情報共有等を実施している。</li> </ul>

い 特 性 に 配 慮 し た 支 援	(2)難病相談事業等の推進	実 施 中	・患者とその家族に対し個別の相談に応じるとともに患者会への支援を通じて相談にあたっている。
	(3)高次脳機能障がいについての啓発の推進	実 施 中	・旭川高次脳機能障害リハビリテーション講習会(毎年度1回開催)の企画, 当日の運営に参画し, 啓発活動を行っている。
	(4)各種研修会・講習会等への支援	実 施 中	・旭川高次脳機能障害リハビリテーション講習会についてポスターの掲示等により市民への広報を実施している。
4 生 活 安 定 施 策 の 推 進	(1)本市における障がいのある人の雇用の場の確保	実 施 中	・本市の職員採用試験(障害のある方の部)において、受験資格を身体障がい者、知的・精神障がい者とし、点字での試験も可能としている。 ・旭川市障害者福祉センターの指定管理者においても障がいのある方を雇用している。
	(2)各種制度の利用の促進	実 施 中	自立支援(育成)医療費助成について、市のホームページに掲載し、利用の促進を図っている。 障がい者に係わる各種制度について、市のホームページや「障がい者福祉の手引」等に掲載し利用の促進を図っている。
	(3)福祉タクシーチケット等の助成(新)	実 施 中	・在宅の障害児者に対し、タクシー運賃(ガソリン)の助成を実施。 ・身体障害者手帳 総合等級1、2級(R6までは個別等級による判断) ・療育手帳 A 判定 ・精神障害者保健福祉手帳1、2級(R6から2級を対象に追加)
	(4)市有施設利用料金減免の継続	実 施 中	・旭川市7条駐車場において、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方が市有施設を利用する際の駐車場利用料金について、最初の30分を無料とし、それ以降の料金を半額としている(障害者専用パンチ機での処理が必要)。 ・いきいきセンター新旭川・いきいきセンター永山・いきいきセンター神楽・近文市民ふれあいセンター ・有料公園施設, パークゴルフ場 ・旭川市総合防災センター ・旭川市北消防署附属体育館 ・中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館 ・科学館 ・博物館 ・旭山動物園

Ⅱ 保健・医療

			・旭川市障害者福祉センターおびつた 等
	(5)国への所得保障の要望	実施済	障害年金を含む国民年金について、持続可能で安心できる年金制度の構築を図ることを全国市長会を通じて国へ提言した。
	(6)住まいの安定確保に対する支援(新)	実施中	・市営住宅入居者定期募集の抽選において、高齢者世帯や障害者世帯に対し抽選時の確率を上げる優遇措置を行っている。 ・特定目的住宅として、令和7年4月1日現在で227戸の身体障害者・高齢者向け住戸を整備している。(車椅子専用住宅も含む)
1 障 が い の 原 因 と な る 疾 病 等 の 予 防 ・ 治 療	(1)障がいの早期発見	実施中	・乳幼児健康診査等において、発育・発達のほか、聴覚・視覚・などのスクリーニングを行い、早期に医療や療育等に繋がるよう、必要な支援を行っている。
	(2)子育て支援の推進	実施中	・子育てや発達に不安を持つ保護者の相談に応じ、必要な医療や福祉サービスを案内している。また、他機関へ子育て家庭の相談場所として当施設の周知を図っている。
	(3)壮年期の予防対策の充実	実施中	・壮年期からの生活習慣病予防のために、健康増進法に基づき、健康手帳の交付、健康相談、健康教育、生活保護受給者等健診等を実施 ・メタボリックシンドロームの予防と改善のための健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」の基づき、各医療保険者が特定健康診査・特定保健指導を実施
2 保 健 ・ 医 療 の 充	(1)成人保健事業等の推進	実施中	・生活習慣病予防のために、健康増進法に基づき、健康手帳の交付、健康相談、健康教育、生活保護受給者等健診等を実施 ・メタボリックシンドロームの予防と改善のための健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」の基づき、各医療保険者が特定健康診査・特定保健指導を実施

実 等	(2)医療費の給付等の推 進	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度心身障害者医療費助成</li> <li>・自立支援医療(育成医療)の給付</li> <li>・未成熟児療育医療費の給付</li> <li>・小児慢性特定疾病医療費の助成</li> <li>・精神障害者医療費助成</li> <li>・生活保護(医療扶助)の給付</li> <li>・自立支援医療(更生医療, 精神科通院医療)の給付</li> </ul>
	(3)歯科保健・医療の推進	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な知識と高度な技術と要する心身障がい者に対する歯科診療体制を確保するため、道北口腔保健センターにおいて事業委託により診療を行っている。【健康推進課】・北海道障がい者歯科医療協力医制度と市内の協力医について、チラシ等により周知を図っている。</li> </ul>
	(4)受診しやすい環境の整備	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がいのある人の受診時に、聴覚障がい者等協力員を派遣(手話通訳、要約筆記)</li> </ul>
	(5)難病を有する人への保健・医療の充実	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度、難病対策地域協議会を設置。地域における支援体制強化の一助となるよう、関係機関等と連携し、課題の整理や情報共有に努めている。</li> </ul>
	(6)「新しい生活様式」の実践の周知・啓発(新)	終 了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年5月感染症法の分類変更に伴い、対応は終了している。</li> </ul>
	3 精 神 保 健 ・ 医 療 の 提 供 等	(1)精神障がいや精神障がいのある人に対する正しい理解の促進	実 施 中
(2)心の健康対策の充実		実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい者やひきこもり、アルコール依存症等の当事者及び家族からの「こころの健康相談」に、電話・面接で応じます。</li> </ul>
(3)日中活動の場の充実		実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援センター(Ⅰ型2か所, Ⅲ型1か所)において、日中活動の場を設けている。</li> </ul>

第3節 いきいきと暮らすための自立と活躍の促進

I 教育・育成

1 障がい児支援の充実

(4)公共交通機関の運賃割引の要望	実施中	・障がい者に係わる各種制度について、市のホームページや「障がい者福祉の手引」等に掲載し利用の促進を図っている。
(5)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた検討(新)	実施中	・旭川市自立支援協議会において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた検討を実施している。
(1)相談支援体制の充実	実施中	・子育て相談及び幼児健康相談において、発育、発達を確認し、早期に乳幼児期に必要な治療や指導訓練につながるよう、支援を行っている。 ・発達に遅れがある子どもに対し関係機関と連携を図りながら必要な支援に繋げている。 ・障がい児に関する基本相談窓口を市内に2箇所設置している。
(2)特別支援保育・教育に充実する保育士等の資質の向上	実施中	・保育士等研修事業における特別支援保育研修の開催 ・保育所、幼稚園、小学校の関係者間が一堂に会し、就学前から就学への連携についてのグループワークやインクルーシブ教育の意義などについてを内容とする研修等の開催 ・市内の保育所や幼稚園等子育て支援施設職員を対象とした、障がい児支援のための説明会を実施。
(3)関係機関との連携の強化	実施中	・旭川市自立支援協議会へ出席し、関係機関との連携を図っている。
(4)療育機関の専門性の向上	実施中	・愛育センターみどり学園、わかさ学園とこども通園センターは支援の技術面や人員を重厚化し、ノウハウの共有を図るため、一つの児童発達支援センターとして統合した。
(5)療育体制の整備	実施中	・就学前の子どもを対象とし、発達支援を要する子どもの早期発見を各事業を連して行い、必要な関係機関と連携を図っている。 ・愛育センターみどり学園、わかさ学園とこども通園センターは支援の技術面や人員を重厚化し、ノウハウの共有を図るため、一つの児童発達支援センターとして統合した。 ・就学前施設と連携し、円滑な就学相談の実施に取り組んでいる。 ・旭川市自立支援協議会へ出席し、関係機関との連携を図っている。

		(6)医療的ケア児に対する総合的な支援体制の検討(新)	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R6 から旭川市医療的ケア児等総合相談室を設置し、医ケア児に係る支援等について支援を実施している。</li> <li>・R6 から旭川市内の2つの保育所において、医ケア児の受入れを実施している。</li> </ul>
2 学 校 教 育 の 充 実		(1)学校と関係機関との連携による相談支援体制の構築	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談の中で実施した発達検査の結果と、学校での様子について保護者の希望のもと学校と共有し、その児童に対する支援について検討している。</li> <li>・市内小中学校や特別支援学校教員に特別支援教育相談員を依頼し、学びの場を決定するための就学相談を実施している。</li> </ul>
		(2)教職員の専門性と資質の向上	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援コーディネータを始めとした教員に対し、研修会を実施している。</li> </ul>
		(3)社会への移行支援	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等養護学校や養護学校高等部の卒業生の進路を考えるに当たり、自立支援協議会の関連部会において、学校・事業所・行政間で課題整理等を行い連携を図っている。</li> </ul>
		(4)特別支援学級等の開設及び特別支援教育補助指導員の配置(新)	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第81条に基づき、市内小中学校に障害の区分に応じた特別支援学級等を設置するとともに、教育上特別の支援を必要とする児童生徒への支援の充実を図るため、特別支援教育補助指導員を配置している。</li> </ul>
		(5)医療的ケア児童生徒への対応(新)	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する市内小中学校に、看護職の資格をもつ特別支援教育補助指導員を配置し、医療的ケアを実施している。</li> </ul>
		(6)交流及び共同学習の推進	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各小中学校において、特別支援学級在籍者が通常の学級で授業を受ける交流学級を実施している。</li> <li>・各学校において、障がいのある子どもと障がいのない子どもが相互の触れ合いを通じて、豊かな人間性を育むことや、教科等のねらいの達成を目的として、一人一人の児童生徒の状況に応じて実施している。</li> </ul>
Ⅱ 雇 用 ・ 就 労 支 援	1 障 が い 者	(1)本市における障がいのある人の雇用の推進と職場環境の充実	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の職員採用試験(障害のある方の部)において、受験資格を身体障がい者、知的・精神障がい者とし、点字での試験も可能としている。</li> <li>・旭川市障害者福祉センターの指定管理者においても障がいのある方を雇用している。</li> </ul>

雇用・就労の促進	(2)旭川公共職業安定所との連携	実施中	・機会に応じて適宜実施している。・旭川市自立支援協議会へ参加いただき、市内の障がい者就労状況等について連携している。
	(3)職場実習の推進	実施中	・北海道旭川高等支援学校や市外の視覚支援学校の実習受入れを行っている。 ・「旭川市職場実習推進事業」を実施している。
	(4)障害者就業・生活支援センターとの連携	実施中	・「障害者就労支援事業」を実施し、障がい者の就労先に係る支援を実施している。
	(5)北海道旭川高等支援学校等卒業後の就労に向けた支援	実施中	・北海道旭川高等支援学校生の現場実習(前期・後期)の受入れを行い、令和元年度は同校の卒業生2名を臨時職員として、令和2年度から令和4年度は各年度1名を会計年度任用職員として任用した。 ・市長が会長を務める北海道旭川高等支援学校を支える会において、実習先や雇用先の確保について検討を行っている。 ・北海道旭川高等支援学校の開校に伴い、同校生徒等が居住地等にかかわらず「旭川市職場実習推進事業」を利用できるよう要綱を改正した。
2 福祉的就労の底上げ	(1)業務の委託等の推進	実施中	・旭川市近文リサイクルプラザ等で資源ごみ選別等業務に障がい者が従事することで、一般就労に向けた知識の習得と職業能力の向上を図ることを目的とし、具体的には、古紙・布類の選別作業、木質系粗大ごみの解体作業、自転車の分解、清掃作業の業務委託を行っている。 ・障害者就労施設等に対する業務の委託・発注に努めるよう、庁内に周知している。
	(2)障害者優先調達推進法に基づく優先調達の推進	実施中	・例年、各部局における実施状況を確認し、公表している。
	(3)一般就労への移行促進	実施中	・職場実習推進事業により、一般就労に向けた職場実習の促進を実施。 ・障害者就労支援事業により、企業への理解や一般就労への移行に向けた支援を実施。
	(4)授産製品の販路機会を確保するための支援	実施中	・障害者週間記念事業等のイベント等において、授産製品販売の機会を提供している。また、障害者優先調達推進法の施行に伴い、平成25年度から「旭川市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、障害者就労施設等から物品及び役務の調達推進を図っている。

Ⅲ 社会参加・活躍	1 障 が い 者 ス ポ ー ツ の 振 興	(1)スポーツ施設のバリアフリー化の推進	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カムイスキーリンクスにおけるユニバーサル駐車場の整備(R3年度)</li> <li>・センターハウストイレのバリアフリー化(R6年度)</li> <li>・公園内のスポーツ施設を整備する際に、バリアフリー化を順次進めている。</li> </ul>
		(2)障がい者スポーツの情報提供等	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シットスキー6台・バイスキー5台・チェアスキー1台購入及び体験会・指導者研修会の実施(R2年度)</li> <li>・バリアフリータウン永山実行委員会がパラスポーツの体験会を行い、普及に努めた。令和3年度は計3回開催した。(令和3年度最終開催)</li> <li>・レクボッチャ大会の後援・共催(R2年度～)</li> <li>・シットスキー等の貸出及び体験会の広報(R3年度～)</li> <li>・障がい者スポーツの普及・促進を図るため、特定非営利活動法人旭川障害者連絡協議会に「障害者スポーツ振興事業実施業務」を委託し、その中の業務の1つとしている。</li> </ul>
		(3)障がい者スポーツ指導員の活動の場の拡充	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者スポーツ理解促進フェスティバル(バリあさフェスタ)の開催(H28年度)</li> <li>・2018年度障がい者スポーツ指導者北海道研修会の開催(H30年度)</li> <li>・第15回全国障がい者スポーツ指導者全国研修会の開催(R1年度)</li> <li>・障がい者スポーツの普及・促進を図るため、特定非営利活動法人旭川障害者連絡協議会に「障害者スポーツ振興事業実施業務」を委託し、その中の業務の1つとしている。</li> </ul>
		(4)各種スポーツ大会等への障がいのある人の参加の支援	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バーサーロペット・ジャパン(クロカン、歩くスキー、スーパースプリント)へのシットスキー利用者の参加、シットスキー体験会の実施</li> </ul>
		(5)スポーツ合宿等の誘致	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パラクロスカントリースキー日本代表合宿支援(R3～R7)</li> <li>・日本パラパワーリフティング連盟合宿受入(R4、R5)</li> <li>・北海道障がい者冬季スポーツ大会受入(R6)</li> <li>・デフリンピック日本代表選手強化合宿受入</li> </ul>
	2 文 化	(1)文化施設のバリアフリー化の推進	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化施設整備・更新に係る計画や設計の各段階においてユニバーサルデザインを意識する。</li> </ul>

第4節 安全・安心な暮らしができるバリアフリー社会の実現		活動の振興	(2)文化活動への参加の支援	実施中	・旭川市障害者福祉センター内には、和室、茶室、陶芸室が利用できるようになっており、一定数の利用が継続されている。	
			(3)作品展等の発表機会の確保等	実施中	・申請のあった行事に関して名義後援等を実施 ・障害者週間記念事業において①障がい者の文化・スポーツ活動を紹介②事業所の授産品の展示即売会を実施。	
	1 住環境の整備	I 生活環境		(1)市有施設のバリアフリー化	実施中	・旭川市豊岡地区センターに身障者用駐車場(1台分)を整備した。(令和元年度整備) ・ユニバーサルデザインに配慮した計画や設計を実施している。 ・公園施設を整備する際に、バリアフリー化を順次進めている。
				(2)住まいの改修等に関する相談・情報提供	終了	1 高齢化対応住宅普及促進事業の実施 ・やさしさ住宅補助制度の実施 ・高齢者等対応住宅改修計画研修会の実施 2 住宅相談の業務委託
				(3)日常生活用具給付における住宅改修	実施中	・要介護認定を受けている方が、段差の解消等のため住宅改修を行う場合や、入浴や排せつ時等に使用する福祉用具を購入する場合の給付を実施。 ・入浴補助用具や手すり等の日常生活用具の給付を行っている。
				(4)ユニバーサルデザインに配慮した市営住宅の整備	実施中	・市営住宅建設時に「旭川市の公営住宅等の整備におけるユニバーサルデザインの導入に関する指針」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した住宅を整備している。 ・ユニバーサルデザインに配慮した計画や設計を実施している。
				(5)環境整備要綱の見直し	終了	・内容を精査した結果、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「北海道福祉のまちづくり条例」により補完されることから、廃止
				(6)感染症対策の徹底に向けた周知・啓発(新)	終了	・R6.4 から障害福祉サービス事業所にて感染症対策が義務化されたため終了
				(7)集団感染発生時に備えた防護用品の備蓄(新)	終了	・R5 に備蓄防護用品を感染症対策として、障害福祉サービス事業所に配付
				2 障がい		

者に配慮したまちづくりの推進			を行う際にバリアフリー化を推進している。
	(2)音響式信号機等の整備促進	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの敷設について、旭川市が事務局となり、国道・道道・市道の道路管理者を幹事として「人にやさしいみちづくり推進協議会」を毎年行っている。この会において、旭川市盲人福祉協会等から要望を伺い、整備を推進している。</li> <li>・音響式信号機整備拡大を関係機関へ要望している。</li> <li>・音響式信号機整備拡大の要望及び、市道の視覚障がい者誘導用ブロックの敷設推進している。</li> </ul>
	(3)除雪等の推進	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自力又は家族による除雪が困難な高齢者(80歳以上または70歳から79歳までで要支援1以上(同程度の状態を含む)及び重度身体障害者等で構成される世帯において、道路除雪作業後の残雪の処理が困難な場合に、敷地入口部分の歩行者通路幅に雪を残さないように配慮する住宅前道路除雪制度を実施している。</li> </ul>
	(4)路上放置物や違法駐車等の排除	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点字ブロック上へ物を置いたり自転車やバイクを駐車しないよう、周知啓発している。</li> <li>・買物公園において、巡回整理員による放置自転車の整理を行うとともに、歩行者の往来に支障となる置き看板等を解消するため、関係団体と連携し対応している。</li> <li>・違法駐車については、所轄警察署と連携し対応している。</li> </ul>
	(5)低床バスの導入促進	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低床バス(ノンステップバス)の導入については、旭川市地域公共交通計画に定める事業として位置付けており、バス事業者が国の補助制度を活用し導入を進めている。</li> <li>・「旭川市地域公共交通計画分科会」において進捗確認を実施。</li> </ul>
	(6)ハード整備を補完する「人的な対応」の促進	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルプマークの障害福祉課窓口における配付やバス事業者の協力による路線バス内でのポスター掲示等、その普及・周知への取組。</li> </ul>
	(7)(仮称)旭川市福祉のまちづくり条例の制定に向けた検討(新)	終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例(令和4年条例第10号)を制定した。</li> </ul>

3 防 災 ・ 防 犯 対 策 の 推 進	(1)避難行動要支援者等に 係る避難支援(新)	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿を作成し、月に1回対象者の更新を行っている。・平常時の情報提供についての意思確認を年に2回実施している。</li> <li>・「旭川市避難行動要支援者避難支援の手引」に基づき、避難行動要支援者名簿の活用について、避難支援等関係者に周知を図り、外部提供の条件を満たした避難支援等関係者に事前提供を行っている。</li> </ul>
	(2)日常生活用具の利用 促進	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災報知器は日常生活用具の給付対象となっていないが、その他は給付対象</li> </ul>
	(3)消防機関への緊急通 報システムの利用促進	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人等に対し、火災、急病、事故等の緊急事態が発生した場合、消防本部に自動又は簡易な操作で通報することで、迅速かつ適切な救護、救援等を行うための連絡体制を確立する緊急通報システム事業を実施している。</li> <li>・聴覚や発語等に障害のある方が火事や急病などの時に119番通報ができるように、メール119、FAX119及びNet119の利用方法(申請方法含む)をホームページ、チラシ等で普及・周知を実施している。</li> </ul>
	(4)災害発生時に備えた要 配慮者利用施設の対策 (新)	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設について、年に1回対象施設の更新を行い、名称、所在地、伝達手段等の施設情報を整備している。また、発災時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、対象施設に避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について周知している。</li> </ul>
	(5)福祉避難所の充実と開 設・運営手順の策定(新)	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所の指定に御協力いただける障がい者福祉施設と協定を締結し、福祉避難所の拡充を図っている。また、発電機の備蓄に加え、発電機や電気自動車等を調達する協定を締結し、電源の確保に取り組んでいる。</li> </ul>
	(6)ハード整備を補完する 「人的な対応」の促進(再 掲)	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルプマークの障害福祉課窓口における配付やバス事業者の協力による路線バス内でのポスター掲示等、その普及・周知への取組。</li> </ul>

II 情報・コミュニケーション	1 情報提供の充実	(7)消費者被害の未然防止	実施中	<p>(消費者被害の未然防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料及び情報の収集・提供</li> <li>・図書・DVD・ビデオ等資料の貸出し</li> <li>・消費者月間啓発パネル展の実施</li> <li>・移動パネル展の実施</li> <li>・市広報誌への啓発記事掲載</li> <li>・旭川市消費者被害防止ネットワークへの情報提供</li> <li>・啓発チラシの作成</li> <li>・ホームページによる情報提供</li> <li>・消費生活展の実施</li> <li>・消費者協会実施事業に対する支援</li> </ul>
		(1)視覚障がいのある人への情報提供方法の拡充	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者に向け、市政情報を提供するため、声の広報「あさひばし」(CD1枚に音声を録音したもの)及び点字広報誌「旭川市民」(B5版28ページ前後)を毎月視覚障がい者の家庭に送付。</li> <li>・聴覚障がい者に向け、HPやSNSに投稿する市長会見等の動画に、字幕や手話通訳者を配置している。</li> <li>・視覚障がい者向け広報として、社会福祉法人旭川光風会に委託して、市議会だよりのCD版を作成している。</li> <li>・「障がい者福祉の手引」については、点字版及び音声コード版を作成している。また、「いきいき長寿」についてCD版を作成しているほか、各課の印刷物の点字化や音声化を実施している。</li> </ul>
		(2)点字シールの貼付	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内団体より要望のあった障がい者に対し郵便物を送る場合、点字を貼付した封筒を使用することとして、全庁に発信している。</li> </ul>
		(3)視覚障がいのある人への情報提供の推進	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・録音図書の製作・貸出、対面朗読を音訳ボランティアの協力による実施や大活字本の貸出、拡大読書機の設置などのサービスの提供に努めている。</li> </ul>
2 意思疎通支援	(1)「旭川市手話言語に関する基本条例」に基づく取組の推進	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の基本理念に則り、手話に対する理解及び普及の促進に資する施策を総合的かつ計画的に推進している。</li> <li>・旭川市手話施策推進会議を設置し、手話に関する施策の推進及び実施状況についての検証等を行っている。</li> <li>・手話劇祭を開催し理解・普及促進を図った。(R6)</li> </ul>	

の 充 実	(2)手話通訳者の派遣の 推進	実 施 中	・「聴覚障害者等協力員派遣事業」及び「盲ろう者通訳・介助員派遣事業」を実施。聴覚障がい者等が通訳を必要とする場合に、手話通訳、要約筆記を行う聴覚障害者等協力員、又は盲ろう者通訳・介助員を派遣し、円滑なコミュニケーションを支援。
	(3)人材の養成	実 施 中	・旭川市点字図書館への委託により、「点訳奉仕員養成講習会」を開催している。
	(4)障がいの特性に応じた コミュニケーション方法の啓 発・普及の推進	実 施 中	・手話や筆談等の普及促進を通じて、様々なコミュニケーション手段の浸透を図っている。
	(5)遠隔手話サービスの推 進(新)	実 施 中	・医療機関において、直接の面会が困難な場合に利用できる。ただし、利用対象について検討を行う。

○ 第4次旭川市障がい者計画の取組状況

具体的施策	107件
実施中	99件
実施済	2件
実施予定	0件
終了	12件
未実施	0件

○ 第5次旭川市障がい者計画策定のための市民アンケート調査について

1 調査の目的

第5次旭川市障がい者計画は、障害者基法に定める市町村障害者計画であり、障がい者及び市民の意識・意向等を広く聴取し計画に反映させる必要があるため、アンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料として活用する。

2 調査項目

(1) 障がい種別共通項目

- ・本人の状況
- ・障がいの内容
- ・生活状況
- ・外出状況
- ・仕事
- ・地域生活
- ・スポーツ・レクリエーション
- ・相談
- ・防災
- ・障がいの理解を深めるための方策
- ・差別・権利擁護
- ・今後の取組
- ・自由意見

(2) 障がい種別ごとの項目

- ・未就学児及び小・中・高校生に関する項目（身体・知的障がい者）
- ・病気や医療、障害児通所支援や特別支援学級、障がいや病気に対する理解（精神障がい者）

(3) 市民全般

- ・本人の状況
- ・障がいへの関心
- ・ボランティア意識
- ・ノーマライゼーション理念の普及度
- ・障がいの理解を深めるための方策
- ・差別・権利擁護
- ・今後の取組
- ・自由意見

3 調査方法

- (1) 調査対象地域 旭川市全域
- (2) 調査対象者 各障害者手帳の所持者及び18歳以上の旭川市民  
合計5,200人
- (3) 抽出方法
  - ・各障害者手帳台帳から無作為抽出
  - ・住民基本台帳から無作為抽出
- (4) 調査方法 郵送調査法
- (5) 調査期間 令和7年2月28日から3月19日まで

4 回答結果

	発送数	有効回収数	回収率
A 身体障がい者	1,200	654	54.5%
B 知的障がい者	1,200	568	47.3%
C 精神障がい者	1,200	544	45.3%
D 18歳以上の市民	1,600	691	43.2%
合計	5,200	2,457	47.3%

## 旭川市障害者計画策定部会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく旭川市障がい者計画(以下「障がい者計画」という。)の策定に関して必要な事項を審議するため、旭川市社会福祉審議会条例施行規則(平成20年旭川市規則第24号)第4条第1項の規定により、旭川市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会に旭川市障害者計画策定部会(以下「部会」という。)を設置する。

(臨時委員)

第2条 前条に掲げる審議を行うため、旭川市社会福祉審議会条例(平成12年旭川市条例第30号)第4条第2項の規定により臨時委員を置く。

2 前項の臨時委員は、次の団体に所属する者又はその団体の推薦により選任する。

- (1) 特定非営利活動法人旭川障害者連絡協議会
- (2) 一般社団法人旭川ろうあ協会
- (3) 北海道難病連(旭川支部)
- (4) 一般社団法人旭川身体障害者福祉協会
- (5) 旭川精神障害者家族連合会
- (6) 旭川障害者スポーツ協会
- (7) 旭川市特別支援学級設置学校長協会
- (8) 旭川公共職業安定所
- (9) 旭川市民生委員児童委員連絡協議会
- (10) 特定非営利活動法人カムイ大雪バリアフリー研究所
- (11) 旭川地域児童デイサービス等連絡協議会

(組織及び任期)

第3条 部会は委員21名で組織し、その任期は障がい者計画の策定に係る審議終了までとする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会において定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月28日から施行する。

旭川市障害者計画等策定部会名簿

氏 名	委員の推薦団体	備 考
秋葉 裕美	旭川市自立支援協議会	
阿部 龍雄	旭川障害者スポーツ協会	臨時委員
五十嵐 広平	旭川精神障害者家族連絡会	臨時委員
五十嵐 真幸	カムイ大雪バリアフリー研究所	臨時委員
石戸谷 康治	旭川市社会福祉協議会	
上田 信二	旭川手をつなぐ育成会	
梅本 里美	北海道難病連	臨時委員
海老 浩道	ハローワーク旭川	臨時委員
大内 祥一	旭川ろうあ協会	臨時委員
大橋 伸也	旭川市医師会	
加藤 弘	旭川アイフレンズ	
久住呂 志奈子	市民公募	
熊田 広樹	旭川市立大学	
今野 浩明	旭川障害者連絡協議会	臨時委員
嵯峨 浩樹	市民公募	
地下 弘子	旭川社会福祉施設協議会	
鈴木 桂子	旭川市特別支援学級設置学校長協会	臨時委員
猫山 房良	旭川民生委員児童委員連絡協議会	臨時委員
松山 伸	旭川身体障害者福祉協会	臨時委員
吉田 貴彦	旭川ウェルビーイングコンソーシアム	
渡邊 将史	旭川地域児童デイサービス等連絡協議会	臨時委員

## 旭川市障がい者計画策定庁内会議設置要綱

### (設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律84号)第11条第3項の規定に基づく旭川市障がい者計画(以下「計画」という。)の策定に関して円滑な推進及び調整を図るため、旭川市障がい者計画策定庁内会議(以下「会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の推進及び調整に関すること
- (2) 計画の見直しに関すること
- (3) その他障がい者福祉の推進に関すること

### (組織)

第3条 会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、福祉保険部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、障害福祉課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会議)

第4条 会議は委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 委員は、会議に出席することができないときは、当該委員の指名する職員を代理として出席させることができる。
- 4 委員長は、前条第4項に定めるもののほか、必要と認める者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (会議の特例)

第5条 委員長は、やむを得ない理由があるときは、会議の招集に代えて、書面により会議を行うことができる。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、福祉保険部障害福祉課において行う。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成16年6月16日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和元年9月11日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年12月10日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総合政策部	政策調整課長、財政課長、広報広聴課長
地域振興部	都市計画課長
総務部	人事課長
防災安全部	防災課長、交通防犯課長
市民生活部	市民生活課長、地域活動推進課長
福祉保険部	福祉保険課長、指導監査課長、国民健康保険課長 長寿社会課長、介護保険課長、生活支援課長
子育て支援部	子育て支援課長、子育て助成課長、こども保育課長 おやこ応援課長、旭川市子ども総合相談センター所長 旭川市愛育センター所長
健康保健部	保健総務課長、健康推進課長 保健所保健予防課ところと難病支援担担当課長
環境部	旭川市クリーンセンター所長
経済部	経済総務課長
観光スポーツ部	スポーツ推進課長
農政部	農政課長
建築部	建築総務課長、市営住宅課長、建築指導課長
土木部	土木総務課長、雪対策課長、土木管理課長 公園みどり課長、旭川市土木事業所長
消防本部	指令課長
学校教育部	学務課長、教育指導課長
社会教育部	文化振興課長
議会事務局	議会総務課長
選挙管理委員会事務局	次長

○ 計画の策定経過

ア 庁内

実施期間		実施内容
1	令和7年2月10日 ～2月17日 (庁内策定会議)	・第5次旭川市障がい者計画策定の趣旨について ・第5次旭川市障がい者計画の策定スケジュールについて ・第5次旭川市障がい者計画策定のためのアンケート調査について
2	令和7年6月17日 ～6月30日 (全庁照会)	・第4次旭川市障がい者計画の進捗状況確認
3	令和7年10月29日 ～11月7日 (庁内策定会議)	・第5次旭川市障がい者計画素案に対する意見等について

イ 市民

開催年月日・実施期間		実施内容
1	令和7年2月28日 ～3月19日	・第5次旭川市障がい者計画策定のためのアンケート調査
2	令和7年7月10日 及び7月15日	・障がい者関係団体(20団体)との意見交換会
3	令和7年12月24日 ～令和8年1月30日	・第5次旭川市障がい者計画(素案)に対する意見等の募集(パブリックコメント)

ウ 旭川市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会 障害者計画等策定部会

開催年月日・実施期間		実施内容
1	令和7年6月6日	・部会長の選出について ・職務代理者の指名について ・第5次旭川市障がい者計画の策定スケジュールについて ・第5次旭川市障がい者計画策定のためのアンケート調査について
2	令和7年8月7日	・第5次障がい者計画策定のための ・アンケート調査の結果概要について ・障がい者団体との意見交換会の開催結果概要について ・第3号 第5次旭川市障がい者計画の骨子(案)について
3	令和7年11月20日	・第5次旭川市障がい者計画の素案について
4	令和8年2月25日	・第5次旭川市障がい者計画(素案)に対する意見提出手続きの結果について ・第5次旭川市障がい者計画最終案について

## 第5次旭川市障がい者計画

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）

令和8年（2026年）3月発行

発行 旭川市

編集 旭川市福祉保険部障害福祉課

〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 総合庁舎2階

電話 (0166) 25-6476

FAX (0166) 29-6404

E-mail syougai Fukusi@city.asahikawa.lg.jp